

# 花火・発炎筒の安全な取り扱いについて

花火（打ち揚げ花火等）、おもちゃ花火、発炎筒などは、身近な火薬類として私たちの生活に溶け込んでいます。しかし、ひとつ取り扱いを誤れば大きな事故につながる可能性がありますので、その使用や保管については次の事項に留意していただきますようお願いいたします。

## 1 花火（打ち揚げ花火等）について

直径6 cm以下の球状の煙火を50個超打ち揚げる場合など、**一定規模の花火を消費する場合は**、火薬類取締法令に基づき**許可が必要になります**。また、**無許可消費数量以内であっても**川崎市火災予防条例に基づき**消防署への届出が必要になります**。花火の消費を計画されている場合は事前に消防局危険物課まで御相談ください。

## 2 おもちゃ花火について

市販されている線香花火など、いわゆるおもちゃ花火は非常に身近なものですが、事故も多く発生しています。**必ず花火に書いてある遊び方を守りましょう**。また、子供達だけで遊ばず、水を準備したうえで大人と一緒に遊みましょう。また、分解して遊ぶことは危険ですので絶対に行わないようにしてください。

## 3 発炎筒について

市販されている自動車用の発炎筒は、交通事故の防止等に必要なものですが火薬が使用されていることから取り扱いには注意が必要です。また、火薬類取締法令及び川崎市火災予防条例により、販売店や倉庫での保管方法や貯蔵量が定められています。

### お問い合わせ

川崎市消防局危険物課火薬担当

044-223-2756